

第1 審査会の結論

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス事業実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について、公益上の必要があること及び個人の権利利益を侵害するものではないと判断する。

第2 諮問事項及び諮問経緯

1 件名

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス事業実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について

2 情報の所管課

鳴門市市民環境部市民課

3 オンライン結合による情報の提供先

地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）証明書交付センター

4 個人情報の内容

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍附票

5 事案の概要

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス事業の実施について、市はJ-LISと委託契約を締結し、J-LIS証明書交付センターの広域交付サーバと市の証明書発行サーバを通信回線により結合するものである。これは、実施機関以外のものと通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供することから、鳴門市個人情報保護条例第10条第1項(オンライン結合による提供の制限)に該当する。

そこで、同条第2項に規定する「鳴門市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき」に該当するかどうかについて審査会の意見を求める。

第3 審査会の判断

1 公益上の必要性について

コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス事業の導入目的は、市民の利便性の向上及び証明書交付事務の効率化ということにあり、本事業の対象となる証明書の取得可能な時間及び場所が広がることで、一定の公益上の必要性が認められると判断できる。

2 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

実施機関の説明によると、専用通信回線の利用及び運用面において、一定の個人情報保護対策が講じられているとのことである。

すでにコンビニエンスストアにおける証明書交付サービス事業を開始している他の自治体の現状も踏まえて判断すると、個人情報の漏えい防止について相当に厳重な安全対策が講じられており、少なくとも現時点において個人情報漏えいの具体的危険性があるとまでは言えず、通常の利用方法で運用される限りにおいて、個人情報の漏えい等により個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは言えない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

コンビニエンスストアの安全管理体制はJ-LISとコンビニエンスストアの間の委託契約により定められるもので、市が直接、それを監視・監督することは困難であると解される。その一方で、個人情報が漏えいしてしまうと、回復困難な個人の権利利益への侵害を生じかねないものであることから、特に厳格な管理がなされるべきである。

オンライン結合による提供の禁止の原則の趣旨を踏まえ、当該事業者関係者との委託契約等において、個人情報保護措置及びセキュリティ対策が十分に図ら

れるよう、当審査会から要望する。

第4 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成30年 6月 7日	諮問書の受理
8月31日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
10月26日	・審議
10月29日	・答申